

6 畜産第 353 号-59

令和 6 年 11 月 13 日

東京都知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

令和 6 年度定期種畜検査報告の通報について

このことについて、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく独立行政法人家畜改良センターが毎年行う検査として東京都第 1 班にかかる令和 6 年度定期種畜検査が実施され種畜証明書を交付したので、法第 8 条第 1 項の規定に基づき通報する。

別記様式第1号

(注) 1 検査成績欄には、特級、1級、2級、級外又は不合格の別を記載すること。また、不合格の場合は、その理由を付記すること。

2 前年供用状況欄について

① 前年1月1日より12月31日までの間における

ア 種付けの実績延頭数

イ 家畜人工授精用精液の生産本数(及び払出本数)をそれぞれ区分して記入すること。

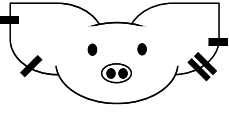
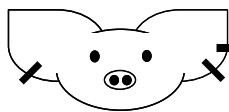
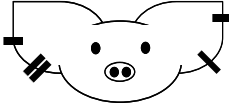
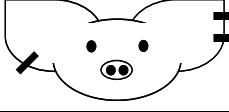
② 初めて独立行政法人家畜改良センターの種畜検査を受けたものについては、「新願」と記入すること。

③ 前年に地方の臨時検査を受けているものについては、「新願」と記載するとともに①についても併記すること。

3 所有者の区分欄には、独立行政法人有(貸付の場合は貸付と記載)、都道府県有、市町村有、農協(同連合会、酪協、畜協等を含む。)有、団体(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人)有、個人有、その他の別を記載すること。

4 飼養者の住所は、郡市区町村名を記載すること。

種 畜 検 査 名 簿

種 畜 証明書 番 号	検 査 月 日	名 前 (登録・登記番号)	品 種	生年月日	毛 色	産 地	血 統	検 査 成 績	前 供 状 年 用 況	所有者 の区分	飼養者の住所氏名
				体 高	特 徴		父 母				
32213010001	10月15日	トウキョウX オウメ 3 09547 (日豚血 TX13-A000033)	合成豚	H26.2.21	黑白	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 04 -62950	2級	ア3 イ4 (4)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財 団
				78.0 cm			トウキョウX オウメ 11 07985				
31613010009	10月15日	トウキョウX オウメ 8 09711 (日豚血 TX13-A000037)	合成豚	H26.6.12	茶	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 06 -63857	2級	ア6 イ2 (2)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財 団
				97.8 cm			トウキョウX オウメ 09 -66366				
31713010002	10月15日	トウキョウX オウメ 1 09716 (日豚血 TX13-A000062)	合成豚	H26.6.14	茶	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 07 -64602	2級	ア5 イ4 (4)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財 団
				90.8 cm			トウキョウX オウメ 08 -64963				
31913010001	10月15日	トウキョウX オウメ 4 11674 (日豚血 TX13-A000092)	合成豚	H29.5.9	茶黒	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 09 -66127	2級	ア4 イ16 (16)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財 団
				88.8 cm			トウキョウX オウメ 6 09906				
32413010001	10月15日	トウキョウX オウメ 7 12318 (日豚血 TX13-A000102)	合成豚	H30.2.24	黒	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 16 07807	2級	ア0 イ0 (0)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財 団
				88.9 cm			トウキョウX オウメ 13 09459				

別記様式第1号

(注) 1 検査成績欄には、特級、1級、2級、級外又は不合格の別を記載すること。また、不合格の場合は、その理由を付記すること。

2 前年供用状況欄について

① 前年1月1日より12月31日までの間における

ア 種付けの実績延頭数

イ 家畜人工授精用精液の生産本数(及び払出本数)をそれぞれ区分して記入すること。

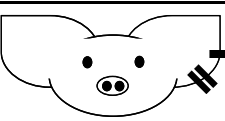
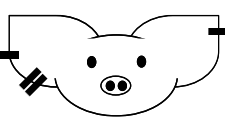
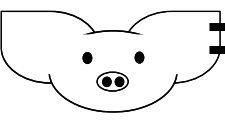
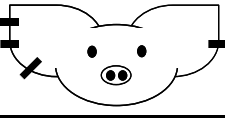
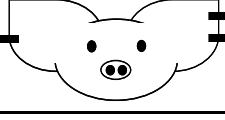
② 初めて独立行政法人家畜改良センターの種畜検査を受けたものについては、「新願」と記入すること。

③ 前年に地方の臨時検査を受けているものについては、「新願」と記載するとともに①についても併記すること。

3 所有者の区分欄には、独立行政法人有(貸付の場合は貸付と記載)、都道府県有、市町村有、農協(同連合会、酪協、畜協等を含む。)有、団体(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人)有、個人有、その他の別を記載すること。

4 飼養者の住所は、郡市区町村名を記載すること。

種 畜 検 査 名 簿

種 畜 証明書 番 号	検 査 月 日	名 前 (登録・登記番号)	品 種	生年月日	毛 色	産 地	血 統	検 査 成 績	前 供 状 年 用 況	所有者 の区分	飼養者の住所氏名
				体 高	特 徴		父 母				
32313010001	10月15日	トウキョウX オウメ 4 12607 (日豚血 TX13-A000105)	合成豚	H30.7.15	茶	東京都 青梅市	トウキョウX 99-610 99	2級	ア4 イ2 (2)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財 団
				84.0 cm			トウキョウX オウメ 4 10808				
32013010004	10月15日	トウキョウX オウメ 9 13273 (日豚血 TX13-A000117)	合成豚	R1.6.19	黒	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 11 09389	2級	ア3 イ18 (18)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財 団
				90.0 cm			トウキョウX オウメ 6 09179				
32013010005	10月15日	トウキョウX オウメ 5 13308 (日豚血 TX13-A000119)	合成豚	R1.7.8	茶	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 02 -61963	2級	ア6 イ18 (18)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財 団
				97.0 cm			トウキョウX オウメ 14 11213				
32113010002	10月15日	トウキョウX オウメ 2 13895 (日豚血 TX13-A000125)	合成豚	R2.4.13	黒白	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 3 09547	2級	ア3 イ1 (1)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財 団
				91.0 cm			トウキョウX オウメ 3 12697				
32213010002	10月15日	トウキョウX オウメ 1 0 14558 (日豚血 TX13-A000129)	合成豚	R3.2.21	黒	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 3 09418	2級	ア0 イ0 (0)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財 団
				92.0 cm			トウキョウX オウメ 6 10420				

別記様式第1号

(注) 1 検査成績欄には、特級、1級、2級、級外又は不合格の別を記載すること。また、不合格の場合は、その理由を付記すること。

2 前年供用状況欄について

① 前年1月1日より12月31日までの間における

ア 種付けの実績延頭数

イ 家畜人工授精用精液の生産本数(及び払出本数)をそれぞれ区分して記入すること。

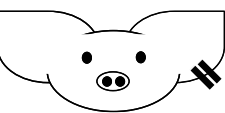
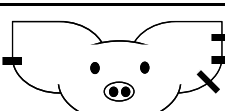
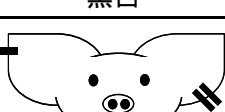
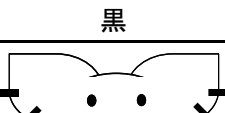
② 初めて独立行政法人家畜改良センターの種畜検査を受けたものについては、「新願」と記入すること。

③ 前年に地方の臨時検査を受けているものについては、「新願」と記載するとともに①についても併記すること。

3 所有者の区分欄には、独立行政法人有(貸付の場合は貸付と記載)、都道府県有、市町村有、農協(同連合会、酪協、畜協等を含む。)有、団体(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人)有、個人有、その他の別を記載すること。

4 飼養者の住所は、郡市区町村名を記載すること。

種 畜 検 査 名 簿

種 畜 証明書 番 号	検 査 月 日	名 前 (登録・登記番号)	品 種	生年月日	毛 色	産 地	血 統	検 査 成 績	前 供 状 年 用 況	所有者 の区分	飼養者の住所氏名
				体 高	特 徴		父 母				
32313010002	10月15日	トウキョウX オウメ 1 4 15202 (日豚血 TX13-A000138)	合成豚	R4.2.7	薄茶 	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 1 09716	2級	ア7 イ0 (0)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財 団
				89.0 cm			トウキョウX オウメ 12 09877				
32313010003	10月15日	トウキョウX オウメ 1 1 15259 (日豚血 TX13-A000140)	合成豚	R4.2.24	茶黒 	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 5 10758	2級	ア10 イ2 (2)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財 団
				86.0 cm			トウキョウX オウメ 3 11021				
32413010002	10月15日	トウキョウX オウメ 7 15432 (日豚血 TX13-A000146)	合成豚	R4.6.2	黒白 	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 16 09527	2級	新願	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財 団
				85.0 cm			トウキョウX オウメ 8 12420				
32413010003	10月15日	トウキョウX オウメ 1 3 15538 (日豚血 TX13-A000147)	合成豚	R4.7.11	茶黒 	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 12 10580	2級	新願	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財 団
				85.0 cm			トウキョウX オウメ 10 10797				
32313010004	10月15日	トウキョウX オウメ 8 15566 (日豚血 TX13-A000144)	合成豚	R4.7.27	黒 	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 11 09831	2級	ア5 イ0 (0)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財 団
				88.0 cm			トウキョウX オウメ 4 12374				

別記様式第1号

(注) 1 検査成績欄には、特級、1級、2級、級外又は不合格の別を記載すること。また、不合格の場合は、その理由を付記すること。

2 前年供用状況欄について

① 前年1月1日より12月31日までの間における

ア 種付けの実績延頭数

イ 家畜人工授精用精液の生産本数(及び払出本数)をそれぞれ区分して記入すること。

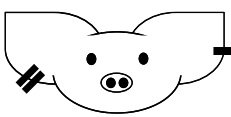
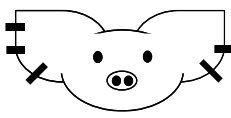
② 初めて独立行政法人家畜改良センターの種畜検査を受けたものについては、「新願」と記入すること。

③ 前年に地方の臨時検査を受けているものについては、「新願」と記載するとともに①についても併記すること。

3 所有者の区分欄には、独立行政法人有(貸付の場合は貸付と記載)、都道府県有、市町村有、農協(同連合会、酪協、畜協等を含む。)有、団体(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人)有、個人有、その他の別を記載すること。

4 飼養者の住所は、郡市区町村名を記載すること。

種 畜 検 査 名 簿

種 畜 証明書 番 号	検 査 月 日	名 前 (登録・登記番号)	品 種	生年月日	毛 色	産 地	血 統	検 査 成 績	前 供 状 年 用 況	所有者 の区分	飼養者の住所氏名
				体 高	特 徴		父 母				
32413010004	10月15日	トウキョウX オウメ 3 16325 (日豚血 TX13-A000156)	合成豚	R5.5.16	茶黒 	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 9 09475	2級	新願	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財 団
				83.0 cm			トウキョウX オウメ 11 14745				
32413010005	10月15日	トウキョウX オウメ 1 3 16396 (日豚血 TX13-A000157)	合成豚	R5.6.9	黒 	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 3 12187	2級	新願	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財 団
				81.0 cm			トウキョウX オウメ 14 11213				

別記様式第2号

- (注) 1 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 2 伝染性疾患の検査結果を、＋、－に区分して記載すること。
- 3 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 4 判定は、衛生検査の総合判定により合、保留又は否のいずれかを記載すること。
- 5 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 6 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査当日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(＋、－)を○で囲むこと。
- 7 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合++以上のパーセンテージを併記すること。

衛生検査成績表

検 査 月 日	名 前	品 種	一般検査	細 密 検 査									判定	備考
				伝 染 性 疾 患					繁殖機能の障害					
									精子検査		精液 の 良否			
牛カン ピロバ クター症	トリコ モナス 症	馬パ ラチフ ス	オーエ スキー 病	ブル セラ 症	活力 及生 存率	奇 形 率								
10月15日	トウキョウX オウメ 3 09547	合成豚	異常なし				—	—	+++93.8%	14.8%	良	合		
10月15日	トウキョウX オウメ 8 09711	合成豚	異常なし				—	—	+++93.1%	4.5%	良	合		
10月15日	トウキョウX オウメ 1 09716	合成豚	異常なし				—	—	+++89.8%	5.3%	良	合		
10月15日	トウキョウX オウメ 4 11674	合成豚	異常なし				—	—	+++86.1%	4.3%	良	合		
10月15日	トウキョウX オウメ 7 12318	合成豚	異常なし				—	—	+++96.9%	0.9%	良	合		

別記様式第2号

- (注) 1 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 2 伝染性疾患の検査結果を、＋、－に区分して記載すること。
- 3 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 4 判定は、衛生検査の総合判定により合、保留又は否のいずれかを記載すること。
- 5 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 6 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査当日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(＋、－)を○で囲むこと。
- 7 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合++以上のパーセンテージを併記すること。

衛生検査成績表

検 査 日	名 前	品 種	一般検査	細 密 検 査									判 定	備 考
				伝 染 性 疾 患					繁殖機能の障害					
									精子検査		精液 の 良否			
				牛カン ピロバ クター症	トリコ モナス 症	馬パ ラチフ ス	オーエ スキー 病	ブル セラ 症	活力 及生 存率	奇 形 率				
10月15日	トウキョウX オウメ 4 12607	合成豚	異常なし				—	—	+++95.6%	2.9%	良	合		
10月15日	トウキョウX オウメ 9 13273	合成豚	異常なし				—	—	+++93.2%	2.5%	良	合		
10月15日	トウキョウX オウメ 5 13308	合成豚	異常なし				—	—	+++92.0%	6.6%	良	合		
10月15日	トウキョウX オウメ 2 13895	合成豚	異常なし				—	—	+++88.0%	0.5%	良	合		
10月15日	トウキョウX オウメ 10 14558	合成豚	異常なし				—	—	+++92.2%	2.4%	良	合		

別記様式第2号

- (注) 1 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 2 伝染性疾患の検査結果を、＋、－に区分して記載すること。
- 3 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 4 判定は、衛生検査の総合判定により合、保留又は否のいずれかを記載すること。
- 5 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 6 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査当日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(＋、－)を○で囲むこと。
- 7 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検 査 日	名 前	品 種	一般検査	細 密 検 査									判定	備考
				伝 染 性 疾 患					繁殖機能の障害					
									精子検査		精液 の 良否			
牛カン ピロバ クター症	トリコ モナス 症	馬パ ラチフ ス	オーエ スキー 病	ブル セラ 症	活力 及生 存率	奇 形 率								
10月15日	トウキョウX オウメ 14 15202	合成豚	異常なし				—	—	+++97.6%	2.8%	良	合		
10月15日	トウキョウX オウメ 11 15259	合成豚	異常なし				—	—	+++96.2%	2.4%	良	合		
10月15日	トウキョウX オウメ 7 15432	合成豚	異常なし				—	—	+++97.3%	2.7%	良	合		
10月15日	トウキョウX オウメ 13 15538	合成豚	異常なし				—	—	+++92.3%	5.0%	良	合		
10月15日	トウキョウX オウメ 8 15566	合成豚	異常なし				—	—	+++92.3%	2.9%	良	合		

別記様式第2号

- (注)
- 1 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
 - 2 伝染性疾患の検査結果を、＋、－に区分して記載すること。
 - 3 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
 - 4 判定は、衛生検査の総合判定により合、保留又は否のいずれかを記載すること。
 - 5 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
 - 6 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査当日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(＋、－)を○で囲むこと。
 - 7 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合++以上のパーセンテージを併記すること。

衛生検査成績表

検 査 日	名 前	品 種	一般検査	細 密 検 査								判 定	備 考
				伝 染 性 疾 患					繁殖機能の障害				
									精子検査		精液 の 良否		
				牛カン ピロバ クター症	トリコ モナス 症	馬パ ラチフ ス	オーエ スキー 病	ブル セラ 症	活力 及生 存率	奇 形 率			
10月15日	トウキョウX オウメ 3 16325	合成豚	異常なし				—	—	+++96.8%	1.4%	良	合	
10月15日	トウキョウX オウメ 13 16396	合成豚	異常なし				—	—	+++91.0%	1.9%	良	合	

別記様式第3号

- (注) 1 遺伝性疾患は、家畜改良増殖法施行規則第6条第1項第2号に定める遺伝性疾患について記載すること。有する場合は「あり」、有しない場合は「なし」とすること。
- 2 保因状況は、疾患ごとに遺伝子型検査結果を次の例により記載すること。
例) 正常: F、保因: C、検査未実施: 未、不明等(不明、記載不可等): ※
- 3 保因状況は、これを種畜証明書へ記載することに対する飼養者の意向の確認を行った上で、遺伝子型検査結果の開示があった遺伝性疾患について記載すること。
- 4 飼養者が遺伝子型検査結果の種畜証明書への記載に同意しなかった場合及び全ての遺伝性疾患について遺伝子型検査結果が不明である場合には、備考欄に「不明等」と記載すること。

遺 伝 性 疾 患

検 査 月 日	名 前	品 種	遺伝性疾患	保因状況								備考
				クローディン16欠損症	第13因子欠損症	バンド3欠損症	IARS異常症	モリブデン補酵素欠損症	牛白血球粘着性欠如症	牛複合脊椎形成不全症	牛短脊椎症	
10月15日	トウキョウX オウメ 3 09547	合成豚	なし									
10月15日	トウキョウX オウメ 8 09711	合成豚	なし									
10月15日	トウキョウX オウメ 1 09716	合成豚	なし									
10月15日	トウキョウX オウメ 4 11674	合成豚	なし									
10月15日	トウキョウX オウメ 7 12318	合成豚	なし									

別記様式第3号

- (注) 1 遺伝性疾患は、家畜改良増殖法施行規則第6条第1項第2号に定める遺伝性疾患について記載すること。有する場合は「あり」、有しない場合は「なし」とすること。
- 2 保因状況は、疾患ごとに遺伝子型検査結果を次の例により記載すること。
例) 正常: F、保因: C、検査未実施: 未、不明等(不明、記載不可等): ※
- 3 保因状況は、これを種畜証明書へ記載することに対する飼養者の意向の確認を行った上で、遺伝子型検査結果の開示があった遺伝性疾患について記載すること。
- 4 飼養者が遺伝子型検査結果の種畜証明書への記載に同意しなかった場合及び全ての遺伝性疾患について遺伝子型検査結果が不明である場合には、備考欄に「不明等」と記載すること。

遺 伝 性 疾 患

検 査 月 日	名 前	品 種	遺伝性疾患	保因状況								備考
				クローディン16欠損症	第13因子欠損症	バンド3欠損症	IARS異常症	モリブデン補酵素欠損症	牛白血球粘着性欠如症	牛複合脊椎形成不全症	牛短脊椎症	
10月15日	トウキョウX オウメ 4 12607	合成豚	なし									
10月15日	トウキョウX オウメ 9 13273	合成豚	なし									
10月15日	トウキョウX オウメ 5 13308	合成豚	なし									
10月15日	トウキョウX オウメ 2 13895	合成豚	なし									
10月15日	トウキョウX オウメ 10 14558	合成豚	なし									

別記様式第3号

- (注) 1 遺伝性疾患は、家畜改良増殖法施行規則第6条第1項第2号に定める遺伝性疾患について記載すること。有する場合は「あり」、有しない場合は「なし」とすること。
- 2 保因状況は、疾患ごとに遺伝子型検査結果を次の例により記載すること。
例) 正常: F、保因: C、検査未実施: 未、不明等(不明、記載不可等): ※
- 3 保因状況は、これを種畜証明書へ記載することに対する飼養者の意向の確認を行った上で、遺伝子型検査結果の開示があった遺伝性疾患について記載すること。
- 4 飼養者が遺伝子型検査結果の種畜証明書への記載に同意しなかった場合及び全ての遺伝性疾患について遺伝子型検査結果が不明である場合には、備考欄に「不明等」と記載すること。

遺 伝 性 疾 患

検 査 月 日	名 前	品 種	遺伝性疾患	保因状況								備考
				クローディン16欠損症	第13因子欠損症	バンド3欠損症	IARS異常症	モリブデン補酵素欠損症	牛白血球粘着性欠如症	牛複合脊椎形成不全症	牛短脊椎症	
10月15日	トウキョウX オウメ 14 15202	合成豚	なし									
10月15日	トウキョウX オウメ 11 15259	合成豚	なし									
10月15日	トウキョウX オウメ 7 15432	合成豚	なし									
10月15日	トウキョウX オウメ 13 15538	合成豚	なし									
10月15日	トウキョウX オウメ 8 15566	合成豚	なし									

別記様式第3号

- (注) 1 遺伝性疾患は、家畜改良増殖法施行規則第6条第1項第2号に定める遺伝性疾患について記載すること。有する場合は「あり」、有しない場合は「なし」とすること。
- 2 保因状況は、疾患ごとに遺伝子型検査結果を次の例により記載すること。
例) 正常: F、保因: C、検査未実施: 未、不明等(不明、記載不可等): ※
- 3 保因状況は、これを種畜証明書へ記載することに対する飼養者の意向の確認を行った上で、遺伝子型検査結果の開示があった遺伝性疾患について記載すること。
- 4 飼養者が遺伝子型検査結果の種畜証明書への記載に同意しなかった場合及び全ての遺伝性疾患について遺伝子型検査結果が不明である場合には、備考欄に「不明等」と記載すること。

遺 伝 性 疾 患

検 査 月 日	名 前	品 種	遺伝性疾患	保因状況								備考
				クローディン16欠損症	第13因子欠損症	バンド3欠損症	IARS異常症	モリブデン補酵素欠損症	牛白血球粘着性欠如症	牛複合脊椎形成不全症	牛短脊椎症	
10月15日	トウキョウX オウメ 3 16325	合成豚	なし									
10月15日	トウキョウX オウメ 13 16396	合成豚	なし									